



令和5年1月25日  
海事局安全政策課

## 輸送の安全の確保に関する命令の発出について

国土交通省関東運輸局が、鶴見サンマリン株式会社に対して内航海運業法第25条の規定に基づく立入検査を実施したところ、運航計画を作成・改定するにあたり、船舶所有者である大四マリン株式会社からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第12条に基づく船員の過労を防止するために必要な措置を講じていないことが確認されました。

このため、関東運輸局長が同社に対して令和5年1月25日付けで内航海運業法第20条の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたのでお知らせいたします。

(参考)

### 1. 事業者の概要

事業者名 鶴見サンマリン株式会社  
東京都港区西新橋1-2-9  
代表者 代表取締役社長 宍倉 俊人

### 2. 詳細は、関東運輸局プレスリリース(別添)参照

<問い合わせ先>

国土交通省海事局安全政策課 鹿野、林

TEL 03-5253-8111 (代表)

(内線 43551、43552)

03-5253-8631 (直通)



令和5年1月25日

関東運輸局

## 輸送の安全の確保に関する命令の発出について

令和4年4月14日に、鶴見サンマリン株式会社(以下「運航事業者」という。)が定期用船契約により運航する「第二鶴玉丸」及び同年4月27日に船員法上の船舶所有者である「大四マリン株式会社」に対し、当局が船員法第107条に基づく立入検査を実施したところ、複数の船員の労働時間が複数回にわたり同法の定める限度を超過していること、そして当該労働時間超過の要因が運航事業者の運航計画に起因するおそれがあることが判明しました。

この結果を受け、同年7月14日に当局が運航事業者に対し、内航海運業法第25条に基づく立入検査を実施した結果、内航海運業法第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 発出年月日

令和5年1月25日(水)

#### 2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置

事業者の名称：鶴見サンマリン株式会社

主たる事務所の位置：東京都港区西新橋1-2-9

代表者名：代表取締役社長 宍倉 俊人

#### 3. 命令の内容

下記①～②に係る措置について、令和5年3月11日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定めた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。
- ② 運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録に残すこと。

#### 4. 違反等の概要

令和4年7月14日に当局が内航海運業法第25条の規定に基づく立入検査を実施したところ、運航計画を作成・改定するにあたり、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第12条及び安全管理規程第21条に基づく船員の過労を防止するために必要な措置を講じていないことが確認された。

##### 【問い合わせ先】

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官  
横田、藤井

TEL : 045-211-7230 FAX : 045-201-8794

##### 【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙